

津山市議会議員の倫理に関する条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、津山市議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範を定めることにより、市民全体の代表者としてその人格と倫理の向上に努め、常に誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議員の行為規範等を規定したこの条例の目的が、誠実かつ公正な議員活動により、清浄で民主的な市政の発展であることを規定しています。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

【解説】

議員が果たさなければならない最低限の責務について規定するとともに、司法の場に持ち出されなくても、自ら事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならないという倫理の原点を示しています。

（行為規範）

第3条 議員は、次の各号に掲げる行為規範を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表として、刑事罰を受ける等その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し市民の信頼を損なう行為をしないこと。
- (2) 市が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市が締結する請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
- (3) 権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

- (5) 市職員の採用，昇任，降任，転任，人事異動等人事に関する働きかけをしないこと。
- (6) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付を受けないこと。
- (7) 市民から公正な職務の遂行に反する行為を求められた場合又はその地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあった場合は，これに応じないこと。
- (8) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団，同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものと利害関係をもたないこと。

【解説】

議員が、常に遵守しなければならない具体的な行為規範を示しています。

(1)では、市民から疑惑を招くことのないよう議員の行為原則を定め、

(2)では、許可、認可、契約等への口利きなどを禁止し、

(3)では、不正な金品を要求し授受することを禁止しています。

(4)では、市職員の公正な職務執行の妨げを禁止し

(5)では、市職員の採用、人事等に関し、不当に関与しないことを定め、

(6)では、寄付の制限を定め、

(7)では、市民からの不正な職務の遂行の求め等に応じること禁止しています。

(8)では、津山市暴力団排除条例を順守することを強調しています。

（市税等納付状況の報告義務）

第4条 議員は、津山市が賦課する税，国民健康保険料，介護保険料及び後期高齢者医療保険料の前年度分の納付状況を記載した報告書（以下この条において「納付状況報告書」という。）を毎年7月1日から同月31日までの間に，議長に提出しなければならない。

2 納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条又は第113条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前から引き続き議員であった者を除く。）は，当該選挙の当選証書が付与された日から60日以内に，納付状況報告書を議長に提出しなければならない。

3 議長は，前2項の規定により提出された納付状況報告書を，これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 4 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定により保存されている納付状況報告書を公開することができる。

【解説】

議員は、市民として納税義務をはたしている事を、自ら議長へ報告書を提出することを定めています。
提出された納付状況報告書は、議員の任期後1年間は保管し、公開できるものとしています。

(調査の請求)

- 第5条 議員の選挙権を有する者(公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。以下この条において「有権者」という。)又は議員は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、有権者にあつては有権者100人以上の、議員にあつては議員の定数の8分の1以上の連署をもって、代表者から、行為規範に反する疑いがあると認められることを証する書面等を添えて、議長に対し調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。

【解説】

行為規範に違反している疑いがあると認められる場合、市民及び議員が調査を請求できる手続きを規定しています。

(調査会)

- 第6条 議長は、調査請求があつたときは、直ちに津山市議会議員倫理調査会(以下「調査会」という。)を設置するものとする。
- 2 調査会は、委員10人以内をもって組織する。
 - 3 調査会の委員は、議長が議員のうちから全員協議会の承認を得て指名する。
 - 4 調査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の調査結果の報告を終了したときまでとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、調査会の委員が議員の職を失ったときは、委員を解任されるものとする。
 - 6 調査会の会議は、原則として非公開とする。
 - 7 調査会は、調査請求の適否及び津山市議会議員倫理審査会(以下「審査会」という。)の設置の要否について協議し、その結果を議長に報告するものとする。

- 8 調査会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。
- 9 調査会の会長は、調査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 10 調査会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

議長は、調査請求を受けたときは、議員で構成する議員倫理調査会を設置して、調査することを規定しています。

(審査会)

- 第7条 議長は、前条第7項の規定による報告に基づき、必要があると認めるときは、審査会を設置し、審査を付託するものとする。
- 2 審査会は、委員15人以内をもって組織する。
 - 3 審査会の委員は、公募による市民、市民を代表する者、学識経験を有する者及び議員の中から、議長が委嘱し、又は指名する。
 - 4 前3項に定めるもののほか、審査会の委員の任期その他の組織に関する事項については、前条第4項、第5項及び第8項から第10項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「調査会」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

【解説】

議長は、調査会より審査会の設置が必要との報告を受けたときは、議員と市民で構成する議員倫理審査会を設置し、審査することを規定しています。

(審査会の審査)

- 第8条 審査会は、前条第1項の規定により付託された事案に関し、行為規範に反する行為の存否について審査を行う。
- 2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)、調査請求をした者等に対し、出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求める等必要な調査を行うことができる。
 - 3 審査対象議員は、審査会に対し、書面又は口頭により弁明することができる。

- 4 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。
- 5 審査会は、第1項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置について、理由を付した書面をもって報告するものとする。
- 6 議長は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその報告内容を記載した書面の写しを当該調査請求をした者に送付するとともに、その概要を公表しなければならない。

【解説】

審査会の審査方法について規定し、議長が審査結果の報告を受けたときは、速やかに概要を公表することを規定しています。

(審査結果の尊重)

- 第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、審査対象議員が行為規範に反したと認められる場合は、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、対象議員に対して必要な措置を講ずるものとする。
- 2 議長は、審査対象議員が行為規範に反していないと認める場合は、当該議員の名誉及び信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

審査結果に対する議長の対応について規定しています。
議長は、審査会の報告に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。
必要な措置の詳細については条例施行規則で規定しています。

(守秘義務等)

- 第10条 調査会及び審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。
- 2 調査会及び審査会の委員は、その職務を政治的な目的のために利用してはならない。
 - 3 調査会及び審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

【解説】

調査会及び審査会の委員の守秘義務について規定しています。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

この条例の手続きの詳細については、条例施行規程で定めることを規定しています。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前になされた行為については、この条例は適用しない。

【解説】

この条例の適用は、違反行為を起こした時点を基準とし、係争中や捜査中のものや施行後に刑が確定した事件であっても、施行日以前に発生した事件は対象としない。